

フロン排出抑制法の施行状況調査結果の概要について

環境省フロン対策室

1. 第一種フロン類充填回収業登録数

平成 14 年にフロン回収・破壊法として施行された後、フロン類の回収は「第一種フロン類回収業者」が行うこととされて以降、その登録件数は増加し続けており、令和 3 年 4 月 1 日時点で、約 50,000 件となっています。(図 1)

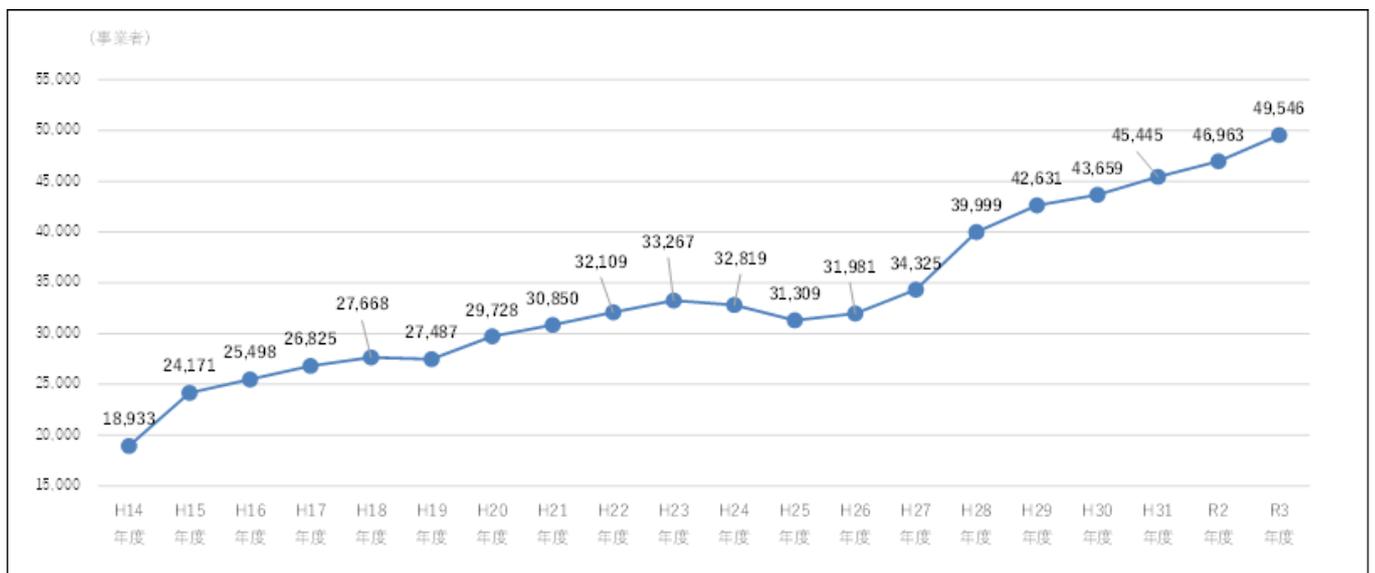


図 1：第一種フロン類充填回収業登録数の推移

2. 都道府県における立入検査・指導等の実施状況

(1) 都道府県におけるフロン排出抑制法に基づく立入検査・指導等の実施状況

都道府県におけるフロン排出抑制法に基づく立入検査は、これまで主に第一種フロン類充填回収業者及び第一種特定製品管理者を対象に実施されておりましたが、令和2年度からは特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者に対する立入検査も実施されています。

令和2年度には、第一種特定製品管理者に対しては1,049件、第一種フロン類充填回収業者については1,285件、特定解体工事元請業者については765件、第一種特定製品引取等については161件の立入検査が実施されました(図2)。



図2：法に基づく立入検査件数の推移

また、第一種特定製品管理者及び第一種フロン類充填回収業者に対する法に基づく指導・助言は、都道府県による指導・監督の強化により近年増加し、令和2年度にはそれぞれ209件、146件となりました(図3)。

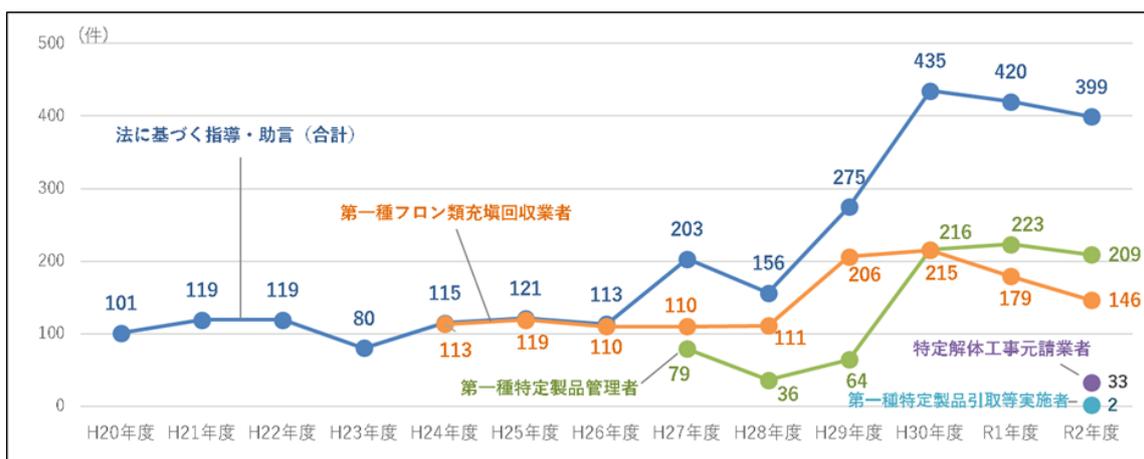


図3：法に基づく指導・助言件数の推移

- ※1 フロン排出抑制法が平成27年4月から完全施行され、第一種特定製品管理者が指導・助言等の対象となった。
- ※2 平成24年度、平成29年度は第一種フロン類充填回収業者の登録の更新(5年に1度)が多い年に該当。
- ※3 フロン排出抑制法が改正され、令和2年4月に施行されたことに伴い、特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者が指導・助言等の対象となった。
- ※4 第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者。

(2) 法第 45 条第 4 項に規定する報告及び法違反に対する告発の件数

令和 2 年度において、法第 45 条第 4 項に規定する報告（廃棄等実施者が引取証明書の交付を受けない場合等に都道府県へ行う報告）は、6 件ありました（図 4）。

また、フロン排出抑制法違反に対する告発件数はありませんでした（平成 22 年度以降、法違反に対する告発数は 0 件）。

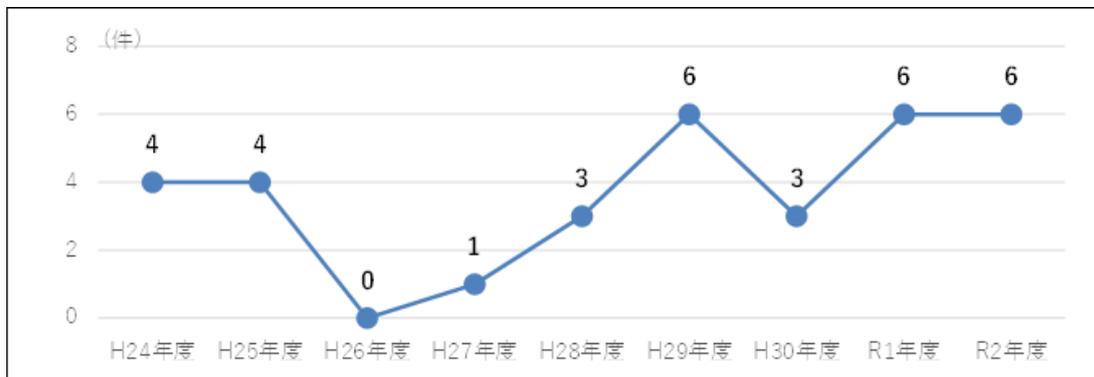


図 4 : 法第 45 条第 4 項に規定する報告件数の推移